

む か わ 町

地域福祉活動

推進奨励事業の手引き



むかわ町社会福祉協議会

目 次	1
I、 地域福祉活動とは何か	2
II、 地域福祉活動推進の基盤となる体制づくり	8
III、 地域福祉活動推進の手順	10
IV、 地域福祉活動を進めるポイント	16
V、 資 料	
(1) むかわ町地域福祉活動推進奨励事業助成要綱	19
(2) むかわ町地域福祉活動推進奨励事業助成金の流れ	22
(3) むかわ町地域福祉活動推進奨励事業計画書	23
(4) むかわ町地域福祉活動推進奨励事業助成金交付申請書	25
(5) むかわ町地域福祉活動推進奨励事業実績報告書	27

I 地域福祉活動とは何か

1. 地域福祉活動とは

高齢化が急ピッチで進行し、ひとり暮らしの高齢者の孤独死や、介護疲れによる悲しい事件が起きるなど、さまざまな社会問題が発生しております。

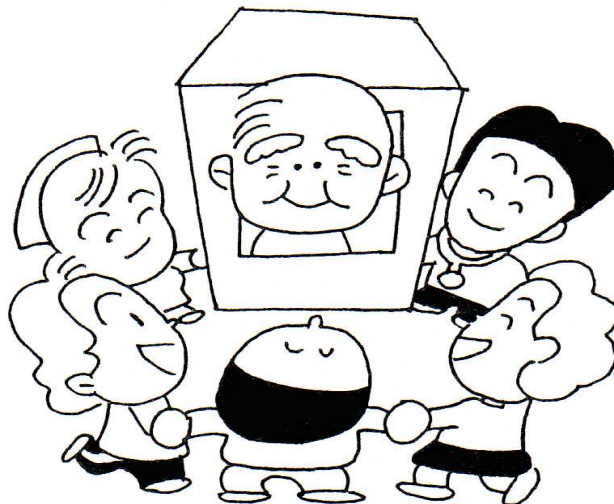
そのような、不幸な事件や、介護で困っている方を見たり聞いたりするたびに、「近所で防げなかったのか」、「少しでもお手伝いができれば」と思われたことでしょう。

地域福祉活動は、そんな一人ひとりのやさしい気持ちが出発点となり、地域住民の参加・協力による、日常生活の手助けや声かけ、見守りによる安否確認といったささやかな活動と、公的な在宅福祉サービスの利用を有効に結びつけながら、人々が安心して暮らすことができるような地域社会をつくる活動です。

2. 活動は身近な町内会・自治会単位で

地域福祉・在宅福祉は、住民の生活の場である地域を基盤としています。したがって、地域福祉活動も、人々の日常生活の範囲が主体となります。

とりわけ、町内会や自治会の区域は、住民同士が気軽に交流でき、お互いが身近に話し合え、助け合い活動に取り組みやすい区域ですので、社協では、地域福祉活動の取り組みを町内会・自治会単位で主体的に取り組むことを奨励しています。



3. 地域福祉活動の内容は

地域住民の参加・協力のもとで進める地域福祉活動には、「見守り活動」と「日常生活支援活動」、「社会参加活動」の3つがあります。

(1) 見守り活動

Q 誰を見守るのですか？

A 日頃の生活や健康状態、非常時の対応が心配なひとり暮らしの高齢者などを見守ります。

Q 誰が見守るのですか？

A 近隣の人たちが班単位で見守ります。協力員を指定してもかまいません。

Q なぜ、見守る必要があるのですか？

A 声かけや定期的な訪問による話し相手などをしながら、安否の確認や健康上の変化を見守ることによって、事故を未然に防いだり、異常を発見するためです。

Q どんな方法がありますか？

A 例えば

- ・夜間、電気が点灯しているか
- ・カーテンが開閉されているか
- ・新聞・郵便物がたまっていないか
- ・回覧板が回っているか
- ・雪が積もったままか

など



Q どんなことに気をつけたらいいのですか？

A 「監視されている」という意識を持たせないために、普段の生活の中から、「そっと見守る」ことが大切です。

(2) 日常生活支援活動

Q 誰を支援するのですか？

A 体が不自由になって、炊事、洗濯、掃除などの家事や外出が困難となっている世帯、家族での介護や看病が困難となっている世帯を支援します。

Q 誰が支援するのですか？

A 地域内のボランティアや協力してくれる方を公募してチームをつくります。

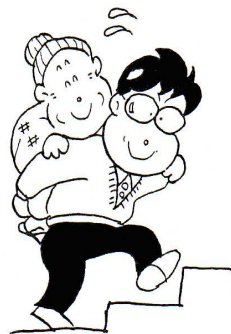
Q どんな支援をするのですか？

A 例えば

- | | |
|-------|---|
| ・家事援助 | 除雪・除草・買物・ゴミ出し・掃除・洗濯・アイロンかけ・布団干し
代筆・食事づくり など |
| ・身辺介助 | 洗髪・ヒゲ剃り・爪きり・着替え・化粧 など |
| ・外出介助 | 買物随伴・散歩随伴・知人宅訪問・通院付添 など |
| ・介護支援 | 介護の手伝い・介護者の代行 など |
| ・その他 | 簡単な用事足し・給配食・留守番・諸手続きの代理・薬の受取・
話し相手・悩みごと相談 など |

Q どんなことに気をつけたらいいのですか？

A 専門職の協力が必要となる場合もありますので、必要に応じて参加を得ながら活動をすることも重要なポイントです。



(3) 社会参加活動

Q なぜ必要ですか？

- A
- ・社会の第1線で活躍されてきた方々が、それまでの役割が終わったときに、「張り合い」を失ってしまいがちです。
 - ・家に閉じこもっていると、寝たきりへの道へ猛スピードで疾走することになります。
 - ・高齢期を元気で生きいき暮らすには、「健康づくり」、「仲間づくり」、「生きがいづくり」が大切です。
 - ・地域住民のふれあいのなかで、コミュニティ活動を再生します。

Q どんな活動をするのですか？

- A 例えば
- ・介護予防事業（元気高齢者づくり）
生きがい活動・花いっぱい活動・スポーツレク大会・サロン活動・健康教育・料理教室・昼食会・昔の遊び・輪投げ・パッチ など
 - ・世代間交流事業
高齢者と子供・婦人の集い・高齢者の能力を引き出す事業・体験学習 など
 - ・自治会行事へのつれ出し
運動会・パークゴルフ大会・各種レク大会・生きがい健康まつり・花見会
リサイクル活動・研修会・温泉旅行 など

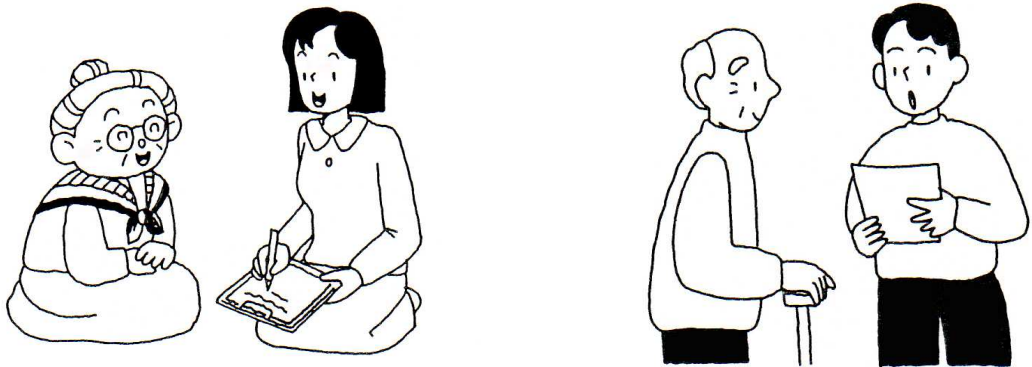
Q どんなことに気をつけたらいいのですか？

- A
- ・お年寄りも地域の一員です。参加者みんなで役割を分担して楽しみながら活動続けましょう。
初期高齢、中期高齢ごとに実施するのもいいでしょう。
 - ・新しく行事を増やすのではなく、既存の行事にお年寄りや子供をつれ出すように工夫しましょう。
 - ・高齢期になると、持病や障害と付き合いながら暮らしている人も少なくありません。こうした方々にも声をかけて、楽しい活動の輪に誘うようにしましょう。
 - ・介護保険に協力するような気持ちで、自分でできるものから始めましょう。

4. 地域福祉活動の効果は

地域福祉活動は、一人ひとりの自立生活をみんなで見守り、手助けする活動ですが、活動を通じて次のような効果も生まれてきます。

- 知られていない、或いは利用されていない在宅福祉サービスの利用が促され、また、利用することに対する偏見などが取り除かれていきます。
- 地域住民が、要支援者の福祉問題を地域全体の問題、自分たちの問題として実感し、地域福祉・在宅福祉に対する理解が深まり、地域住民同士の交流が進み、地域の連帯感が生まれ、住民の自治活動が活発となります。
- 地域住民との交流により、要支援者の日常生活の行動範囲が広がり、自立意欲が生まれてきます。



5. 地域福祉活動と社協の役割

地域福祉活動は、社協にとって重要な活動の一つです。

それだけに社協は、活動が円滑に進むように地域活動全体の推進役・調整役として、相互に連携をとりながら、次のような役割を果たしていきます。

- 町内会連合会・民生児童委員協議会・老人クラブ連合会等及び関係機関との連携をすすめ、実践地区の活動推進を援助する。
- 活動推進の手引き・パンフレット等資料の作成・配付
- 実践活動報告書の作成・配付
- 事業の推進状況及び情報交換のための「地域福祉活動推進会議」の開催。
- 実践地区に対する活動費の助成



II 地域福祉活動推進の基盤となる体制づくり

地域福祉活動は、要支援世帯を支える仕組みとして継続的に機能することが求められます。そのためには、活動の組織や住民の協力者の確保など、活動を進める体制づくりが大切となります。

社協ではその体制づくりとして、「福祉推進委員会」の設置、「協力員」の募集・登録を提案しています。

1. 福祉推進委員会の設置

要支援世帯の情報の総合的な把握、住民の支援活動の検討、活動上の問題点の協議など、地域福祉活動を継続的に推進するために、各自治会に「福祉推進委員会」（名称は各地域で自由に決めて結構です。）を設置します。

Q どのような人たちで構成するのですか？

- A 自治会に身近な関係者で福祉推進委員会を構成します。
- ・自治会役員（正副会長、福祉部役員、婦人部役員など）
 - ・福祉委員
 - ・地区社協理事
 - ・担当民生児童委員

Q どんな役割がありますか？

- A
- ① 自治会の要支援世帯及び福祉ニーズの情報を収集し管理します。
 - ② 福祉ニーズに対する住民の支援活動の内容や方法を協議検討します。
 - ③ 協力員の募集・登録を行ないます。
 - ④ 自治会だよりなどによる地域福祉活動のPRや、社協と連携を取りながら住民福祉懇談会、福祉サービス学習会、当事者同士のふれあい行事を実施します。
 - ⑤ 地域福祉活動の問題点や課題を整理し、必要に応じて社協やむかわ町役場などに課題を持ち上げます。

「〇〇会福祉推進委員会」



「〇〇会福祉推進委員会」
覚えやすく、親しみやすい名前がいいでしょう。

2. 「協力員」の募集・登録

声かけなどによる安否の確認や、除雪・病院への付き添いなど、要支援者に具体的な支援を行なう「協力員」を募集します。

Q なぜ登録するのですか？

A 要支援者の支援活動が決まっても、その活動を担う人がいなければ活動はできません。したがって、いつでも支援活動に参加できる体制を整えるために、あらかじめ登録してもらいます。

また、協力員として登録されることにより、地域福祉活動に対する理解が高まる効果も得られます。

Q どのように募集したらよいのでしょうか？

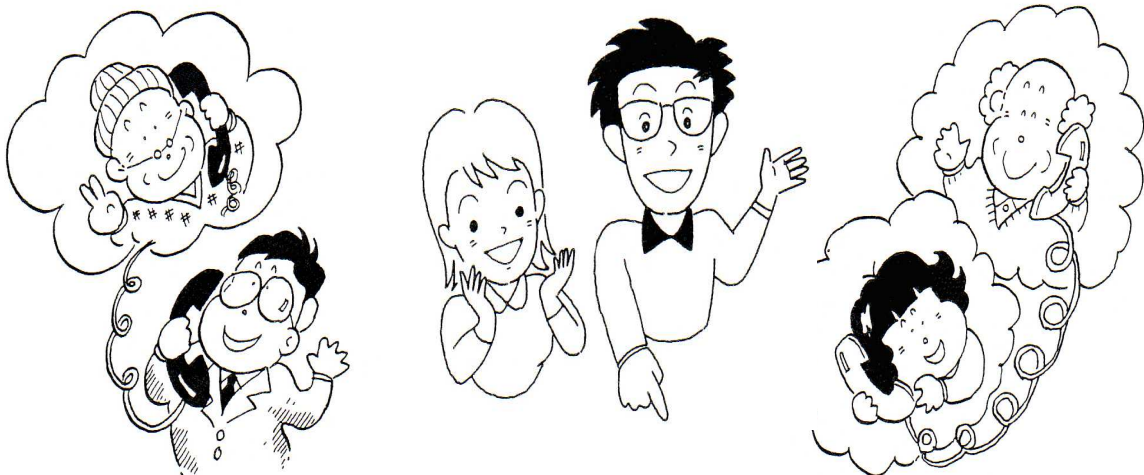
A 福祉推進委員会が中心になって地域住民に働きかけながら、例えば以下のような方法で協力員を募集します。

- ① 福祉活動に参加している人を登録する。
- ② 自治会の会合・行事の際に呼びかける。
- ③ 自治会だより・回覧板などを通じて募集する。

Q 協力員は実際に集まるのでしょうか？

A 地域には、福祉に興味がある人や、何かお手伝いをしたいと思っても、活動に踏み出せないでいる人がたくさんいます。

したがって、根気強くあらゆる方法で募集するとともに、福祉に関する啓蒙・啓発活動が続けていくことが必要です。



III 地域福祉活動推進の手順

自治会役員、福祉委員、地区社協役員、担当民生児童委員などで福祉推進委員会が設置され、福祉推進委員が選出されたら、次の手順で活動に取り組みましょう。

1. 要支援世帯の福祉ニーズを把握する



2. 支援活動の方法を検討する



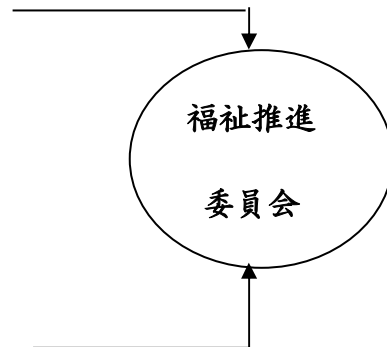
3. 支援活動を協力者へ要請する



4. 協力者による支援活動を開始する



5. 活動全体の問題などを協議する



1. 要支援世帯の福祉ニーズを把握する

(1) 要支援世帯を把握します

自治会役員、福祉委員、地区社協役員、民生児童委員が中心となって、自治会のひとり暮らしの高齢者、高齢夫婦世帯、寝たきりや重度の障がいをかかえる世帯などの情報を収集整理したうえ、その中で地域福祉活動が必要と思える対象世帯を選定します。

〔その方法は・・・〕

- 既存の資料を収集整理する方法
 - ・ 民生児童委員の持っている情報
 - ・ 社協にある情報
 - ・ 自治会にある情報 など
- 65歳以上の高齢者がいる世帯を対象とした生活実態アンケート調査などを実施する方法
- 住民福祉懇談会などを開催して、住民からの情報や当事者からの申し出によって把握する方法 など

(2) 対象世帯を訪問して具体的な福祉ニーズを把握します

自治会役員、福祉委員、地区社協役員、担当民生児童委員がペアで世帯を訪問し、地域福祉活動の趣旨を説明しながら、体の具合や世帯の困りごと、望む福祉サービスなどについて話し合います。

〔注意点は・・・〕

- 訪問に当たっては事前に連絡し、了承の上で訪問します。
- 訪問を嫌がる世帯については、何かあったときに連絡してもらうことで、無理に訪問するのはやめましょう。

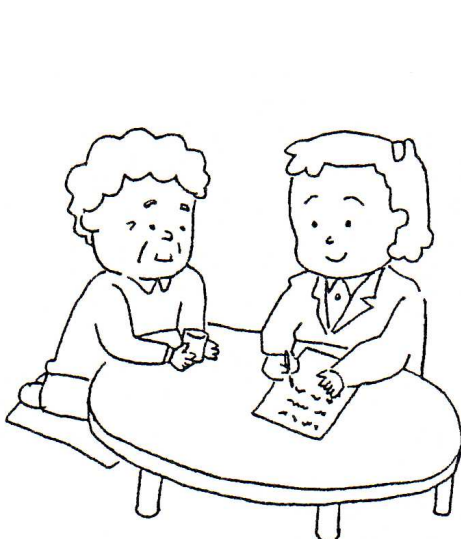
(3) 〔地域福祉カード〕を作成します

話し合いにもとづき、世帯の状況や困っていること、望んでいる福祉サービスなどを、福祉推進委員が中心になって、地域福祉カードを作成します。

地域福祉カードは、福祉推進委員、社協で1部ずつ保管し、活動に役立てます。

〔注意点は・・・〕

- 地域福祉カードは、その目的や利用方法を十分に説明し、本人の了承のもとに作成します。
- 本人が嫌がる項目は避け、本人の意思を尊重しながら記入します。
- プライバシーに関わる内容なので、活動関係者以外に漏れないよう、厳重に管理します。



2. 支援活動の方法を検討する

(1) 要支援世帯の福祉ニーズを確認します

福祉推進委員会を開催し、地域福祉カードによって把握された世帯の生活状況や望んでいる具体的な福祉サービスを確認し合います。

〔注意点は・・・〕

- 福祉推進委員が、世帯の状況や支援に対する対象者の意向を説明します。
- すでにホームヘルパーや保健師などが関わっているケースがある場合は、必要に応じて参加を要請します。

(2) 支援活動の方法や必要な在宅福祉サービスを検討します

福祉ニーズを検討しながら、見守り活動が必要なケース、日常生活の支援活動が必要なケース、両方の活動が必要なケースなどに分け、それぞれのケースごとに支援活動の方法や在宅福祉サービスの利用などを検討します。

〔検討事項は・・・〕

- どの程度の支援が必要か
(常時か、定期的か、全部か、一部か など)
- 支援活動の協力者は誰にするか
(協力員、隣接住民、ボランティア団体、在宅福祉サービス専門職や人数 など)
- 支援活動に必要なものは何か
(資材、福祉機器、物品、費用 など)
- どのような方法で行なうか
(協力者の役割分担、連絡方法 など)

(3) 支援活動について対象世帯と話し合います

福祉推進委員は再度、対象世帯を訪問し、支援できる内容を伝え、その受け入れについて話し合います。

〔注意点は・・・〕

- 世帯には、だれが、どのように支援するかを具体的に説明します。
- 支援を希望していても実際は拒否する場合もあり、その受け入れは世帯の判断にまかせます。

3. 支援活動協力員などへ活動の要請を行なう

(1) 「協力員」などへ連絡し、協力を要請します

支援活動の受け入れ決定にもとづき、福祉推進委員が中心になって、登録されている協力員に連絡し活動の要請をします。また、安否の確認などで隣近所の住民の協力が必要な場合は、その住民にも働きかけ協力を要請します。

なお、ボランティア団体の活動も必要とする場合は、社協と相談しながら団体へ協力を要請します。

〔注意点は・・・〕

- 連絡や協力の要請にあたっては、対象世帯の状況や活動の内容・程度・時間・場所などを正確に伝えます。
- 協力者が多人数となる場合は、連絡のうえ集まってもらい、その場で協力の要請をします。

(2) 在宅福祉サービス関係機関などへ連絡します

対象者がホームヘルパー・保健師・看護師・などの専門職の派遣や、公的な在宅福祉サービスの利用を望んでいる場合、あるいは住民の手では支援しきれないと考えられる場合には、担当民生児童委員や社協を通じ、町や在宅福祉サービス関係機関などへ連絡し、派遣や利用手続きなどの橋渡しをします。

〔主な連絡・協力要請機関〕

むかわ町役場健康福祉課	保健介護グループ	TEL 42-2415
穂別総合支所地域振興課	健康グループ	TEL 45-2065

4. 協力員による支援活動を開始する

(1) 「支援活動チーム」をつくり、活動を開始します

支援活動はそのケースごとに、例えば下記のような協力員の組み合わせが生まれてきますが、その人数が複数となる場合は、協力員でチームをつくり、各自の役割を分担しながら活動を進めていきます。

- 協力員＋隣近所の住民＋親戚・知人・友人
- 協力員＋ホームヘルパー＋担当民生児童委員・福祉推進委員
- 協力員＋ボランティア＋保健師・看護師

〔注意点は・・・〕

- 民生児童委員、福祉推進委員は協力員の一員ですが、活動の調整役としての役割もあり、必要に応じて活動に参加します。
- チームづくりは、担当児童民生委員、福祉推進委員が調整役となってケースごとに協力員となる人に集ってもらい、それぞれの役割や活動日などを確認しながら進めます。

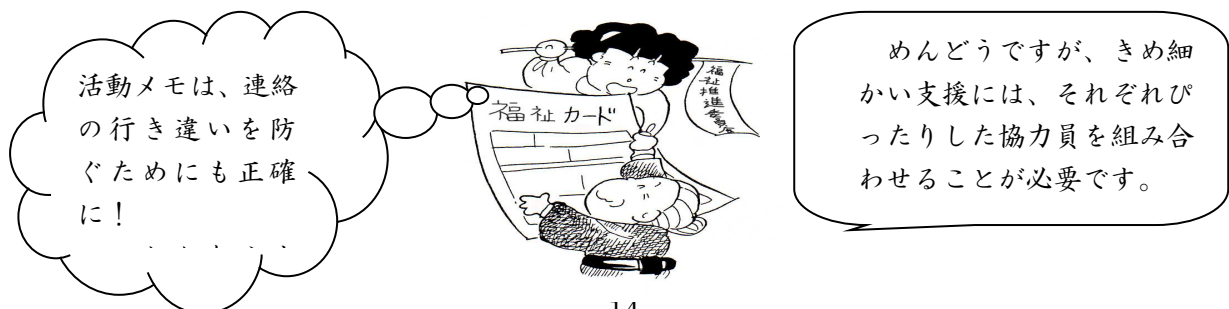
(2) 「支援チーム名簿・連絡票」などをつくります

支援活動の確認とチーム員同士の連絡などに役立てるため、福祉推進委員は「支援チーム名簿・連絡票」を作成し、チーム員に配布します。

またチーム員は、それぞれの活動の内容や気づいたことなどを記録するため、「チーム員活動メモ」を取り、対象者の変化や問題点の発見に役立てます。

〔注意点は・・・〕

- チーム員は活動上で問題が生じた場合は、担当民生児童委員または福祉推進委員に連絡します。
- 必要な場合はチーム員が定期的に集まって、情報交換や活動の打ち合わせをします。



5. 活動全体の問題などを協議する

(1) 活動の評価や反省をします

福祉推進委員会で、支援活動の効果や良かった点などを評価するとともに、活動の問題点や課題などを出し合い、反省すべき点や改善すべき点を協議し活動の円滑な推進に役立てます。

〔注意点は・・・〕

- 活動の問題点や課題は、できるだけ担当民生児童委員や福祉推進委員が整理し委員会に報告します。
- 必要に応じて活動に参加した協力員やボランティア、また地区社協役員や、社協職員なども参加して協議を進めます。

(2) 問題点や課題は、社協等と協議しましょう

福祉推進委員会で協議の結果、住民による活動では解決がむずかしいケースや支援活動を進める上での問題点がある場合は、社協や地域包括支援センターなどと協議し、解決しましょう。

〔注意点は・・・〕

- 福祉推進委員会での協議事項や問題点・課題などは記録をとり、活動を進めていく上での重要な資料として保管します。



Ⅳ 地域福祉活動を進めるポイント

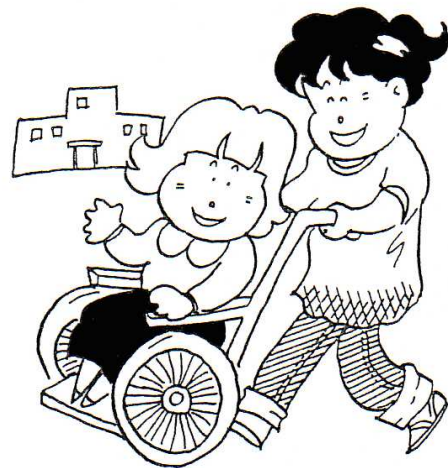
1. 活動の対象者をある程度しぼって

地域福祉活動は、基本的には福祉の支援を求める人々すべてを対象としますが、住民活動としては一定の限界もあります。

そこで、活動を具体的、継続的に進めるためにも、対象者をある程度しぼり込んで活動することが大切です。

[例えば・・・]

- 日常生活が困難なひとり暮らしの高齢者
- 虚弱な高齢夫婦世帯
- 介護者も高齢で寝たきり・認知症・重度の障がいをかかえる世帯
- 家事や介護の具体的なニーズを持つ世帯で、さらに支援活動を望む世帯 など



2. 活動の実際にかかわる人たちを考えて

地域活動には、要支援世帯の親戚や知人・友人なども含む様々な人々が関わってきますが、具体的には、次のような人々が中心となって活動に取り組めます。

(1) 地域住民の協力者

活動の主体は住民ですが、実際には地域福祉活動に理解と協力が得られる住民が核となります。

〔例えば・・・〕

- 自治会役員、婦人部、自治会高齢部といった構成員

(2) 民生児童委員

制度的にも地域の福祉活動の担い手として位置づけられている担当民生児童委員は、地域住民との協議・調整を進めながら、みずから世話役として活動の核となります。

(3) ボランティア団体・当事者団体

地域には、いろいろな活動内容を持つボランティア団体・当事者団体が生まれていますが、その内容がネットワーク活動に合致する場合は、団体との連携や団体員の参加も呼びかけます。

〔例えば・・・〕

- 福祉支援活動を行なっているボランティア団体
- 郵便局（配達員）
- 地元の事業所、商店（新聞配達員・牛乳・ヤクルト販売員など）

(4) 在宅福祉サービスの専門職

活動には、地域住民だけの判断や支えることのできない部分もありますので、専門職も必要に応じて地域福祉活動に関わります。

〔例えば・・・〕

- ホームヘルパー、保健師、看護師、かかりつけの医師 など

3. 活動にはこんなことに気をつけて

地域福祉活動は、人々の暮らしを支える息の長い活動であり、また、支援する人と支援を受け入れる人との相互信頼関係のもとで進める活動です。それだけに、次のようなことに気をつけながら活動します。

(1) 無理な活動はしない

支援活動は、地域住民のボランティア活動として定期的、継続的に行なわれることに意義があります。

そのためには、支援に協力する人々が普段の生活の中で、無理なくできる範囲で活動に取り組むことが大切です。

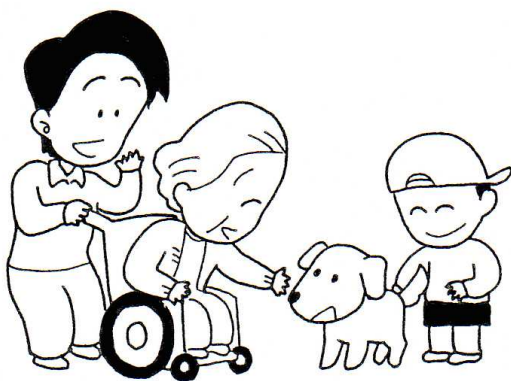
(2) 支援を押付けない

支援活動を受け入れるかどうかの判断は、対象者が決めることです。困っているのだから受け入れるのが当たり前という思いは、相手の拒否反応を強めます。地域福祉活動の原則は「対象者の立場になって考え、相手に恩をさせないこと」です。

(3) 対象者のプライバシーを守る

活動では、どうしても対象者の生活状況が目につくことになります。人には他人に知られたくないことがあり、本人の意思に反して外に漏れることがあると、お互いの信頼関係を壊すことになります。

活動に関わる人は、知り得た個人の情報は活動の時にのみ活用し、他人に漏らさないことをルールとして徹底することが大切です。



社会福祉法人むかわ町社会福祉協議会地域福祉活動推進奨励事業助成要綱

（目的）

第1条 高齢化が急ピッチで進行し、ひとり暮らし高齢者の孤独死や介護疲れによる悲しい事件が起きるなど、さまざまな社会問題が発生しており、その背景には地域連帯の希薄化があります。「誰もが健康で安心して生活できる地域社会」にするには、地域（自治会及び町内会）での高齢者や障がい者等（以下「高齢者等」という。）を地域が連帯して支え合う取り組みが急がれております。そこで、これらの活動を町内会（自治会）に奨励し、地域ぐるみで福祉活動を推進するために必要なことを定めることを目的とする。

（定義）

第2条 地域福祉活動推進奨励事業（以下「事業」という。）とは、高齢者等が地域社会で安心して暮らすことができるよう地域ぐるみで、たすけあいのネットワークを構築するため、次のような活動を実践することをいう。

- （1）見守り活動
- （2）日常生活支援活動
- （3）社会参加活動

（事業年度）

第3条 事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（推進主体）

第4条 この活動の推進主体は、社会福祉法人むかわ町社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

2 本会は、この活動を推進するために次のことを行なう。

- （1）活動推進手引き及びパンフレット等資料の作成、配付
- （2）実践地区に対する活動費の助成
- （3）実践活動報告書の作成、配付

3 本会は、町内会連合会、民生児童委員協議会、老人クラブ連合会等及び関係機関との連携を進め、実践地区の活動推進を援助する。

（実践地区）

第5条 この活動の実践地区は、むかわ町内の町内会（自治会）及び連合自治会並びに広域自治会（以下「自治会」という。）単位で、事業の一部または全部を実践した自治会とする。ただし、自治会に代わって老人クラブが実践する場合は、自治会を老人クラブに読み替えて、本要綱を適用する。

2 この事業を実践する自治会は、自治会会則において福祉部（事業を専掌する部であり、別名称でもよい。）を設置し、役員、予算を定めるものとする。

3 前項で定める福祉部の設置が困難な自治会は、この事業を担当する福祉委員を選任しなければならない。

（実践活動の内容）

第6条 この事業の具体的な実践活動の事例内容は、原則として別表のとおりとする。ただし、これらの活動に準じるものについては、地域の実情を反映した活動を実践することができる。

（福祉推進委員会の設置）

第7条 実践地区内の要支援世帯の情報把握及び住民の支援活動の検討、活動上の問題点の協議など、

この事業を継続的に推進するために、各実践地区に福祉推進委員会を設置することができる。

（協力員の募集及び登録）

第8条 要支援者に対する具体的支援活動を担うために、各実践地区に協力員や支援チームを募集、登録するなど、支援体制を整備することができる。

（活動費の助成）

第9条 本会は、実践地区に対し予算の範囲内で別表の定めにより、活動費を助成する。

（助成金の申請）

第10条 助成金の交付を希望する自治会は、事業年度の前年11月30日までに、地域福祉活動推進奨励事業計画書（様式第1号ー1）及び地域福祉活動推進奨励事業内容（様式第1号ー2）を提出しなければならない。

2 前項で定める書類の提出がない自治会には、この事業を実施しても助成金は交付されないものとする。

3 助成金の交付を受けるときは、事業年度の12月25日までに、地域福祉活動推進奨励事業助成金交付申請書（様式第2号ー1）及び地域福祉活動推進奨励事業助成金口座振込依頼書（様式第2号ー2）を提出しなければならない。

4 この事業が完了したときは速やかに、地域福祉活動推進奨励事業実績報告書（様式第3号ー1）及び地域福祉活動推進奨励事業実績内容（様式第3号ー2）を提出しなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則（平成18年10月31日第4回理事会）

1 この要綱は、平成18年11月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

2 この要綱の施行に際し、既に合併前に鶴川町地域福祉活動推進要綱、地域福祉事業「おしゃべりサロン」の開催要綱、三世代交流開催要綱、穂別町ゆうあい活動推進事業助成要綱、自主活動推進自治会奨励事業助成要綱に基づいて、平成18年度事業調整のうえ予算計上されているものについては、合併前のそれぞれの要綱を適用するものとする。

別表（第6条関係）

社会福祉法人むかわ町社会福祉協議会地域福祉活動推進奨励事業助成要綱

対象及び実践活動の事例内容、助成金交付基準

区分	対 象	実践活動の事例内容	助成金交付基準
1. 見守り活動	日常生活や健康状態、非常時の対応が心配なひとり暮らしの高齢者	声かけや定期的な訪問による話し相手等をして、安否の確認や健康上の変化を見守ることによって、事故を未然に防いだり、異常を発見します。 【訪問しなくても、例えば】 ・夜間、電気が点灯しているか。 ・カーテンが開閉されているか。 ・新聞郵便物がたまっていないか。 ・回覧板が回っているか。 ・雪が積もったままか。 など	(1) 連合自治会、町内会、広域及び市街地自治会 10,000円 (2) 上記以外の自治会、町内会 5,000円
2. 日常生活支援活動	身体が不自由になって、炊事、洗濯、掃除などの家事や外出が困難となっている世帯、家族での介護や看病が困難な高齢者等	・家事援助～除雪・除草・買物・ゴミ出し・掃除・洗濯・アイロンかけ・布団干し・代筆・食事づくりなど ・身辺介助～洗髪・ヒゲ剃り・爪きり・着替え・化粧など ・外出介助～買物随行・散歩随行・知人宅訪問・通院付添など ・介護支援～介護の手伝い・介護者の代行など ・その他～簡単な用事足し・給配食・留守番・諸手続きの代理・薬の受取・話し相手・悩みごと相談など	※介護保険認定者は除く (1) 連合自治会、町内会、広域及び市街地自治会 20,000円 (2) 上記以外の自治会、町内会 10,000円 ※要支援者1人500円加算する。
3. 社会参加活動	一般住民	元気で生きいきと暮らすには、健康づくり、仲間づくり、生きがいづくりが大切です。地域住民のふれあいのなかで、コミュニティ活動をしましょう。 (1) 介護予防事業（元気高齢者づくり） 生きがい活動、花いっぱい運動、スポーツレク大会、サロン活動・健康教育、料理教室、昼食会、昔の遊び・輪投げ・パッチなど (2) 世代間交流事業 高齢者と子供・婦人の集い、高齢者の能力を引き出す事業、体験学習など (3) 自治会（町内会）行事への連れ出し 運動会、パークゴルフ大会、各種レク大会、生きがい健康まつり、花見会・リサイクル活動・研修会・温泉旅行など	※他から助成される事業は、対象外とし、1自治会（町内会）2事業を限度とする。 参加者1人200円とし、20,000円を限度とする。 参加者1人200円とし、20,000円を限度とする。 参加者1人200円とし、20,000円を限度とする。

むかわ町地域福祉活動推進奨励事業助成金の流れ

申請者（町内会・自治会）

→ 翌年度予算要求
・事業計画書提出 毎年11月30日まで →

- ① 地域福祉活動推進奨励事業計画書（様式第1号—1）
② 地域福祉活動推進奨励事業内容（様式第1号—2）

→ **概算払**
・助成金交付申請書提出 毎年12月25日まで →

- ① 地域福祉活動推進奨励事業助成金交付申請書（様式第2号—1）
② 地域福祉活動推進奨励事業助成金口座振込依頼書（様式第2号—2）

→ **事業完了**
・事業実績報告書提出 毎年３月３１日まで
(事業完了後直ちに) →

- ① 地域福祉活動推進奨励事業実績報告書（様式第3号—1）
② 地域福祉活動推進奨励事業実績内容（様式第3号—2）

むかわ町社会福祉協議会

令和 年度 地域福祉活動推進奨励事業 計画書

令和 年 月 日

社会福祉法人

むかわ町社会福祉協議会会長 様

自治会(町内会)名

会 長 名

㊞

地域福祉活動推進奨励事業を実施したいので、下記のとおり事業計画書を提出いたします。
記

1. 助成区分(該当番号を○で囲んでください)

- (1) 連合自治会(町内会) (2) 広域自治会(町内会)
(3) 市街地自治会(町内会) (4) その他の単位自治会(町内会)

2. 実践する事業(該当番号を○で囲んでください)

(1) 見守り活動

見守り予定者 名	協力予定者総数 名	助成金額 円
※連合自治会(町内会以下同じ)・広域自治会・市街地自治会 10,000円 その他の自治会 5,000円		

(2) 日常生活支援活動

要支援予定者 名	協力予定者総数 名	助成金額 円
※連合自治会(町内会以下同じ)・市街地自治会等 20,000円 その他の自治会 10,000円 要支援者1人500円加算		

(3) 社会参加活動(1町内会2事業を限度とする)

①介護予防事業(元気高齢者づくり)

事業名	
参加見込者総数 名	助成金額 円
※参加者1人200円、20,000円を限度	

②世代間交流事業

事業名	
参加見込者総数 名	助成金額 円
※参加者1人200円、20,000円を限度	

③自治会行事への連れ出し

事業名	
参加見込者総数 名	助成金額 円
※参加者1人200円、20,000円を限度	
助成金合計 円	

3. 事業内容 別紙のとおり

地域福祉活動推進奨励事業 内容

実践活動の内容（実践予定のものを○で囲んでください）			実施計画
推進組織	1. 自治会(町内会)に福祉部を設置 (1) した (2) しない 2. 福祉委員を選任 (1) した (2) しない 3. 福祉推進委員会を設置 (1) した (2) しない 4. 協力員を登録 (1) した (2) しない 5. ボランティアを登録 (1) した (2) しない	/	
1. 見守り活動	1. 夜間、電気がついているか。 2. カーテンが開閉されているか。 3. 新聞、郵便物等がたまっていないか。 4. 回覧板が回っているか。 5. 雪が積もったままか。 6. その他（ ）	見守り予定者 名	協力予定者 名
2. 日常生活支援活動	1. 家事援助 除雪・除草・買物・ゴミだし・掃除・洗濯・アイロンかけ・布団干し・代筆・食事づくり・その他（ ） 2. 身辺介助 洗髪・ヒゲ剃り・爪きり・着替え・化粧・その他（ ） 3. 外出介助 買物随行・散歩随行・知人宅訪問・通院付添・その他（ ） 4. 介護支援 介護の手伝い・介護者の代行・その他（ ） 5. その他 簡単な用事足し・給配食・留守番・諸手続きの代理・薬の受取り・話し相手・悩みごと相談・その他（ ）	要支援予定者 名	協力予定者 名
3. 社会参加活動	※ 1自治会（町内会）2事業を限度とする 1. 介護予防事業（元気高齢者づくり） 生きがい活動・花いっぱい活動・スポーツレク大会・サロン活動・健康教育・料理教室・昼食会・茶話会・昔の遊び・輪投げ・パッチ・その他（ ） 2. 世代間交流事業 高齢者と子供の集い・高齢者と婦人の集い・高齢者の能力を引き出す事業・体験学習・その他（ ） 3. 自治会(町内会)行事への連れ出し 運動会・パークゴルフ大会・各種レク大会・生きがい健康まつり・花見会・リサイクル活動・研修会・温泉旅行・その他（ ）	参加見込者 名	参加見込者 名
特記事項	実践するうえで、問題点がありましたらお書きください。		

令和 年度 地域福祉活動推進奨励事業 助成金交付申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人

むかわ町社会福祉協議会会長 様

自治会(町内会)名

会 長 名

㊞

地域福祉活動推進奨励事業助成金の交付を受けたいので申請いたします。

記

1. 助成区分(該当番号を○で囲んでください)

- (1) 連合自治会(町内会) (2) 広域自治会(町内会)
 (3) 市街地自治会(町内会) (4) その他の単位自治会(町内会)

2. 実践する事業(該当番号を○で囲んでください)

(1) 見守り活動

見守り予定者 名	協力予定者総数 名	助成金額 円
※連合自治会(町内会以下同じ)・広域自治会・市街地自治会 10,000円 その他の自治会 5,000円		

(2) 日常生活支援活動

要支援予定者 名	協力予定者総数 名	助成金額 円
※連合自治会(町内会以下同じ)・市街地自治会等 20,000円 その他の自治会 10,000円 要支援者1人500円加算		

(3) 社会参加活動(1町内会2事業を限度とする)

①介護予防事業(元気高齢者づくり)

事業名	
参加見込者総数 名	助成金額 円
※参加者1人200円、20,000円を限度	

②世代間交流事業

事業名	
参加見込者総数 名	助成金額 円
※参加者1人200円、20,000円を限度	

③自治会行事への連れ出し

事業名	
参加見込者総数 名	助成金額 円
※参加者1人200円、20,000円を限度	
助成金合計	円

3. 口座振込依頼書 別紙のとおり

地域福祉活動推進奨励事業助成金 口座振込依頼書

社会福祉法人
むかわ町社会福祉協議会会長 様

自治会（町内会）名

会 長 名

㊞

別紙のとおり助成金の交付を受けたいので、下記のとおり本会口座に振込願います。

記

1. 金融機関名 _____

2. 口座番号 (普) _____

3. 口座名義 _____

4. 連絡先 電話番号 — () _____

※以前の口座と同じ場合は、提出不要です。

令和 年度 地域福祉活動推進奨励事業 実績報告書

令和 年 月 日

社会福祉法人

むかわ町社会福祉協議会会長 様

自治会(町内会)名

会 長 名

印

地域福祉活動推進奨励事業が完了したので、下記のとおり報告いたします。

記

1. 助成区分(該当番号を○で囲んでください)

- (1) 連合自治会(町内会) (2) 広域自治会(町内会)
(3) 市街地自治会(町内会) (4) その他の単位自治会(町内会)

2. 実践した事業(該当番号を○で囲んでください)

(1) 見守り活動

見守り者 名	協力者総数 名	助成金額 円
※連合自治会(町内会以下同じ)・広域自治会・市街地自治会 10,000円 その他の自治会 5,000円		

(2) 日常生活支援活動

要支援者 名	協力者総数 名	助成金額 円
※連合自治会(町内会以下同じ)・市街地自治会等 20,000円 その他の自治会 10,000円 要支援者1人500円加算		

(3) 社会参加活動(1町内会2事業を限度とする)

①介護予防事業(元気高齢者づくり)

事業名	
参加者総数 名	助成金額 円
※参加者1人200円、20,000円を限度	

②世代間交流事業

事業名	
参加者総数 名	助成金額 円
※参加者1人200円、20,000円を限度	

③自治会行事への連れ出し

事業名	
参加者総数 名	助成金額 円
※参加者1人200円、20,000円を限度	
助成金合計	円

3. 実績内容 別紙のとおり

地域福祉活動推進奨励事業 実績内容

福祉部役員	部長	TEL	副部長	TEL
福祉委員	委員名 TEL			
実践活動の内容				
1. 見 守 り 活 動	実施した事業 (○で囲んでください。)	見守り者数	協力者数	特記事項
	1. 夜間、電気がついているか。 2. カーテンが開閉されているか。 3. 新聞、郵便物等がたまっていないか。 4. 回覧板が回っているか。 5. 雪が積もったままか。 6. その他 ()	名	名	
2. 日 常 生 活 支 援 活 動	実施した事業 (○で囲んでください。)	支援者数	協力者数	特記事項
	1. 家事援助 除雪・除草・買物・ゴミ出し・掃除・洗濯・アイロンかけ・布団干し・代筆・食事づくり・その他 ()	名	名	
	2. 身辺介助 洗髪・ヒゲ剃り・爪きり・着替え・化粧・その他 ()	名	名	
	3. 外出介助 買物随伴・散歩随伴・知人宅訪問・通院付添・その他 ()	名	名	
	4. 介護支援 介護の手伝い・介護者の代行・その他 ()	名	名	
	5. その他 簡単な用事足し・給配食・留守番・諸手続きの代理・薬の受取り・話し相手・悩みごと相談・その他 ()	名	名	
3. 社 会 参 加 活 動	実施した事業 (実事業名を記入ください)	参加者総数	うち65歳以上の参加者数	特記事項
	1. 介護予防事業 事業名 ()	名	名	
	2. 世代間交流事業 事業名 ()	名	名	
	3. 自治会(町内会)行事への連れ出し 事業名 ()	名	名	
特 記 事 項	※活動を実践したうえでの効果又は問題点等がありましたらお書きください。			

※見守り者、支援者、協力者、参加者数等が不明の場合は、概数で結構ですので記入ください。

※福祉推進委員会や協力者の登録等、支援活動を実践する組織が整備されている地区は、組織図・名簿を添付してください。

※活動した写真を2～3枚添付してください。

発 行 日 令和6年4月1日

発 行 者 **社会福祉法人 むかわ町社会福祉協議会**

本所 〒054-0042

むかわ町美幸3丁目3-1 四季の館内

TEL (0145) 42-2467

FAX (0145) 42-3505

支所 〒054-0211

むかわ町穂別2番地1 穂別総合支所内

TEL (0145) 45-3874

FAX (0145) 45-3427